多文化社会学部の考査における学生の不正行為に関する申合せ

多文化社会学部の考査（授業計画書（シラバス）の成績評価の方法欄に明記された，随時行う試験，論文，レポート等を含む。）における学生の不正行為については，長崎大学多文化社会学部規程（以下「規程」という。）第１９条に規定するもののほか，次のとおり申し合わせる。

（不正行為の届出）

１．試験監督者は，多文化社会学部の考査において不正行為の疑いがあると判断した場合，所定の報告書により学部長に届け出るものとする。

（事情聴取）

２．不正行為の疑いがある学生に対する事情聴取は，授業担当教員又は試験監督者の立会いの下に，学務委員会委員長又は学務委員会委員（以下「事情聴取者」という。）が行う。

３．事情聴取者は，事情聴取の結果を，所定の報告書により学部長に報告しなければならない。

（事実認定）

４．不正行為に係る事実認定は，事情聴取者による事情聴取の結果を基に，教授会が行う。

（異議申立て）

５．前項の事実認定に不服がある学生は，学部長から告知を受けた日から１週間以内に，文書により異議申立てを行うことができるものとする。

６．教授会は，前項の異議申立てがあった場合，必要な調査を行った上で，改めて事実認定を行うものとする。

（処置内容）

７．前項の所定の期日までに異議申立てがなかった場合又は異議申立てに基づく事実認定においても不正行為があったと認定された場合は，規程第１９条の規定に基づき，当該学期の専門教育の全授業科目の単位を無効とし，当該学生には学部長が訓告を行う。